

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成24年4月16日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ニトリ大津瀬田店 大津市瀬田一丁目字宮城 2302 番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ニトリ 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80 代表取締役 似鳥昭雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ニトリ 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80 代表取締役 似鳥昭雄
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成24年11月上旬
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,039 平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 84 台
- 7 駐輪場の収容台数 24 台
- 8 荷さばき施設の面積 73 平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 31.5 立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 10時から21時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時30分から21時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 1か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 平成24年3月27日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成24年4月16日から平成24年8月16日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成24年8月16日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1